

平成30年第1回定例会
一般会計予算決算常任委員会資料
(平成30年度一般会計予算審査資料)

審査対象事業一覧表（民生福祉分科会）

No.	新規・継続	重点プロジェクト	事業名	予算額(千円)	款	項	目	予算書ページ	担当課	資料ページ
15	新規	●	子育て総合支援センター管理・運営事業(子育て総合支援センター事業)	9,671	3	2	8	162 ~ 165	こども福祉課	63 ~ 66
16	新規	●	地域子育て支援拠点事業(子育て総合支援センター事業)	5,568	3	2	8	162 ~ 165	こども福祉課	67 ~ 69
17	継	●	家庭児童相談事業(子育て総合支援センター事業)	6,885	3	2	5	160 ~ 161	こども福祉課	71 ~ 77
18	継		山陽地区公立保育所整備事業	165,971	3	2	4	156 ~ 159	こども福祉課	79 ~ 81
19	継		放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	80,798	3	2	6	160 ~ 161	こども福祉課	83 ~ 86
20	新規	●	児童クラブ施設整備等事業	9,077	3	2	6	160 ~ 161	こども福祉課	87 ~ 88
21	新規	●	児童クラブ開所時間延長事業	1,530	3	2	6	160 ~ 161	こども福祉課	89 ~ 91
22	継		子ども医療費助成事業	22,000	3	2	2	152 ~ 155	こども福祉課	93 ~ 96
23	継		成人健康診査事業	84,414	4	1	2	172 ~ 175	健康増進課	97 ~ 103
24	新規	●	産婦健康診査事業	5,581	4	1	1	168 ~ 173	健康増進課	105 ~ 106
25	新規	●	産後ケア事業	277	4	1	1	168 ~ 173	健康増進課	107 ~ 108
26	新規		健康マイレージ事業	109	4	1	2	172 ~ 175	健康増進課	109 ~ 110
27	継		二次救急医療体制の充実(救急医療体制の充実)	8,754	4	1	1	168 ~ 173	健康増進課	111 ~ 114
28	継		急患診療事業	37,673	4	1	1	168 ~ 173	健康増進課	115 ~ 117
29	継	●	子育て世代包括支援センター事業(ココシエ)(子育て総合支援センター事業)	3,939	4	1	1	168 ~ 173	健康増進課	119 ~ 121

事務事業調査

作成日 H30.2.19

課(局・室・所)・係・担当者 こども福祉課 こども未来室 大浜

No - 15

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減
	実施計画名		事務事業名			
子育て総合支援センター事業		子育て総合支援センター(スマイルキッズ)管理・運営事業(子育て総合支援センター事業)				

事業概要	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄れ、子育てに関する相談助言、情報提供や交流促進を行い、妊娠前から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで子どもすこやかな成長を支援するなど、総合的な子育て支援がワンストップで行える拠点施設を管理・運営する。	対象	妊娠期から子育て期までの子育て世代
		手段	子育ての相談助言、情報提供、交流促進、母子保健、家庭児童相談等を総合的に実施
		意図	子育て世代の不安や負担感の緩和、子どもの健やかな育ちの支援、少子化対策

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
1	施設の年間総利用者数			5,800	7,000	8,000	8,000		
2	整備事業の進捗状況	施設購入・実施設計	改修工事						
		施設購入・実施設計							
		100.0%							
3									

63

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性		妊娠期から子育て期までの相談支援のワンストップ拠点施設を整備し、子育て支援の充実を図るものであり妥当	5	35
	自治体関与の妥当性		市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、安心して子育てできる総合的な環境づくりに取り組むこととされている	3	
	対象(受益者)の妥当性		妊娠期から子育て期までの子育て世代を対象としており妥当	3	
有効性	事業の優先度		緊急な課題である少子化対策、人口減少歯止めに対応する事業である	5	
	類似事業の存在		総合的な子育て支援のワンストップ拠点は類似なし	5	
	個別計画・政策との整合性		第二次総合計画重点プロジェクト、市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び子ども・子育て支援事業計画(P62)において位置づけられている事業	5	
効率性	実施主体の適正化		多様な子育て支援事業を総合的に行う事業で直営が望ましい	3	
	受益者負担の適正化		少子化対策、人口減少歯止め施策として市が主となり実施すべき事業であり、受益者負担という概念になじまない	3	
	コスト効率			3	

事業期間	平成 28 年度 ~ 平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時
予算費目	款 3 民生費	項 2 児童福祉費	目 8 子育て総合支援センター事業費			
	細目 1 子育て総合支援センター事業費	細々目 1 子育て総合支援センター運営事業費	交付税算入	有	公表	する

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)	光熱水費	115	職員手当等	458	給料	3,748	給料	3,748	給料	3,748	給料	3,748
		手数料	299	需用費	2,228	消耗品費	416	消耗品費	416	消耗品費	416	消耗品費	416
		保険料	2	役務費	150	光熱水費	2,148	光熱水費	2,148	光熱水費	2,148	光熱水費	2,148
		設備保守委託料	33	設備保守委託料	131	修繕料	200	修繕料	200	修繕料	200	修繕料	200
		調査委託料	292	調査委託料	211	通信運搬費	294	通信運搬費	294	通信運搬費	294	通信運搬費	294
		設計委託料	4,925	使用料及び賃借料	15	保険料	21	保険料	21	保険料	21	保険料	21
		用地家屋購入費	65,973	工事請負費	82,960	警備委託料	594	警備委託料	648	警備委託料	648	警備委託料	648
				備品購入費	6,602	設備保守委託料	1,153	設備保守委託料	1,285	設備保守委託料	1,285	設備保守委託料	1,285
						その他	1,097	その他	759	その他	759	その他	759
		歳出合計	0	71,639	92,755	9,671	9,519	9,519	9,519				
財源内訳/割合	国庫支出金			1/3	817								
	県支出金			1/3	817								
	地方債		90%	49,100	90%	74,700							
	その他		企業版ふるさと納税	16,400	基金繰入金・企業版ふるさと納税	2,500							
	一般財源		6,139	13,921	9,671	9,519	9,519						
	歳入合計	0	71,639	92,755	9,671	9,519	9,519						

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	子ども・子育て支援交付金(山口県子ども政策課) ※H29整備費用
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	子ども・子育て支援交付金交付要綱 ※H29整備費用

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 基金繰入金は地域福祉基金、地方債は子育て総合支援センター整備事業債(地域活性化事業債) ※交付税算入は、整備費用の地方債に係る元利償還金の30%。
------	--

平成28年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) こども福祉課 こども未来室 No. 15

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを生育することができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実	1	地域子育て支援体制の充実
	実施計画名			事務事業名		
25	子育て支援拠点整備事業	1	子育て総合支援センター整備事業			

事業概要	地方創生における少子化対策の取組として、山陽小野田市子育て総合支援センター基本構想に基づき、子育て世代の誰もが気軽に立ち寄れることができ、妊娠期から子育て期まで切れ目のないきめ細やかな相談支援を、ワンストップで総合的に行うことができる子育て支援の拠点施設として整備する。平成30年4月開設予定	対象	妊娠期から子育て期までの子育て世代
		手段	子育て総合支援センターの整備
		意図	子育て世代の不安や負担感の解消、いきいきと子育てができる環境づくりによる少子化対策

歳 出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	用地家屋購入費	72,789,834	65,973,000
	設計委託料	10,335,600	4,924,800
	手数料	299,160	299,160
	調査委託料	291,600	291,600
	その他	149,806	149,806
合 計		83,866,000	71,638,366

歳 入		予算現額(円)	決算額(円)	
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債	90%	70,200,000	49,100,000
	その他	企業振ふるさと寄附金	5,200,000	16,400,000
	一般財源		8,466,000	6,138,366
合 計		83,866,000	71,638,366	

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.9	4,803,763

交付税算入	有	会計種別	一般	臨時
-------	---	------	----	----

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標または成果指標		H26	H27	H28	目標達成度	H29(目標)
1	事業の進捗状況			100.0%	普通	改修工事
	2					
	3					

妥当性	目的の妥当性	妥当である	妊娠期から子育て期までの相談支援のワンストップ拠点施設の整備であり、地域子育て支援体制の充実に資するため妥当
	自治体関与の妥当性	概ね妥当である	妊娠期から子育て期までの市の総合的な相談支援の拠点施設であり、市が関与することが妥当
	対象(受益者)の妥当性	概ね妥当である	妊娠期から子育て期までの子育て世代を対象としており妥当
有効性	目標達成度	達成している	
	類似事業の存在	存在しない	市内5か所の地域子育て支援センターの中核となるものである
	上位施策への貢献度	貢献している	妊娠期から子育て期までの相談支援のワンストップ拠点施設として整備することで、安心して子どもを生育することができる環境づくりに貢献する。
効率性	実施主体の適正化	適正である	
	受益者負担の適正化	適正である	受益者負担になじまない。
	コスト効率	適正である	地方創生応援税制活用事業による特定財源の確保に努めた。



課題			
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	地方債は、地域活性化事業債を活用した。
------	---------------------

山陽小野田市子育て総合支援センター(スマイルキッズ)の概要

1 子育て総合支援センター設置の目的

子育てに関する相談助言、情報提供や交流促進、妊娠期から寄り添った継続的な支援を行い、子育て世代の不安や負担感を緩和し、児童虐待など配慮が必要な家庭における児童の援護を連携して行い、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。また、子育て世代の誰もが気軽に立ち寄り、総合的な子育て支援をワンストップ受けられる施設として、子育てに関する6つの事業を集約して実施する。

2 子育て総合支援センターの運営体制等

- (1) 開館時間 8時30分～17時15分 (プレースペースの利用は、10時～16時)
- (2) 休館日 毎週水曜日、日曜日(第1日曜日を除く)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- (3) 入館料 無料
- (4) 子育て総合支援センターで実施する事業内容及び職員体制

事業名	事業内容等	配置職員予定
① 地域子育て支援拠点事業	子どもとくつろげるプレースペースを設置することで、子育て世代の交流の場を提供し、子育ての相談助言、子育てに関する講座等を行う。	支援員(非常勤2人程度)
② 子育てコンシェルジュ事業 (利用者支援事業:基本型)	子育てコンシェルジュが子育て世代に寄り添い、身近な相談窓口となり、子育ての相談・助言、情報提供等を行う。	子育てコンシェルジュ(非常勤2人)
③ ファミリーサポートセンター事業	一時的な子育てを助け合う市民相互の援助活動の窓口。	アドバイザー(常勤1人)
④ 子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業・母子保健型)	母子保健サービスの情報提供や、支援が必要な妊産婦の把握など、妊娠期から出産・育児までの相談支援を行う。	保健師(常勤2人)
⑤ 母子保健事業	幼児健診や育児学級、マタニティスクール等の母子保健事業を行い、健やかな子どもの育ちを支援する。	-
⑥ 家庭児童相談事業	児童虐待その他、家庭に支援が必要な児童についての相談支援を行う。	家庭児童相談員(非常勤2人)
-	センターの管理運営総括	センター長(常勤1人)

※ 子育て総合支援センター(スマイルキッズ)管理・運営事業

センターにおいて、総合的な子育て支援が円滑に実施できるよう施設管理及び運営を行うもの。センターで実施する6つの事業については、それぞれ事業ごとに事務事業調書を作成し事業費を計上。

・子育て総合支援センター事業費:人件費(センター長)、施設の光熱水費、警備・設備保守委託料、その他、施設を管理運営するのに必要な経費。

事務事業調書 ix

作成日 H30.2.19

課(局・室・所)・係・担当者 こども福祉課 こども未来室 大浜

No. - 16

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減
	実施計画名		事務事業名			
子育て総合支援センター事業		地域子育て支援拠点事業(子育て総合支援センター事業)				

事業概要	平成30年4月に開所する子育て総合支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者に相互の交流が行える場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	
	対象	妊娠期から子育て期までの子育て世代
	手段	子育てに関する相談・助言、情報提供、交流促進、講習等を実施
意図	地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安や負担感の緩和、子どもの健やかな育ちの支援	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33		
1	地域子育て支援拠点事業の年間利用者数			2,700	3,800	4,700	4,700		
2									
3									

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性		地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての負担や不安感の緩和を図るものであり妥当	5	35
	自治体関与の妥当性		まち・ひと・しごと創生総合戦略において、安心して子育てできる総合的な環境づくりに取り組むこととされている	3	
	対象(受益者)の妥当性		子育て世代を対象としており妥当	3	
有効性	事業の優先度		緊急な課題である少子化対策、人口減少歯止めに対応する事業である	5	
	類似事業の存在		市内5か所の地域子育て支援センターの中核となるものである	5	
	個別計画・政策との整合性		第二次総合計画重点プロジェクト、子ども・子育て支援事業計画(P51)において位置づけられている事業	5	
効率性	実施主体の適正化		子育て総合支援センターにおいて市が実施する複数の事業と連携して行うものであり、当面は直営が望ましい	3	
	受益者負担の適正化		地域の子育て支援機能の充実、子育ての負担や不安感の緩和を図るためのものであり、受益者負担という概念になじまない	3	
	コスト効率		国1/3・県1/3補助あり	3	

事業期間		平成 30 年度	～	平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	8	子育て総合支援センター事業費
	細目	1	子育て総合支援センター事業費	細々目	4	地域子育て支援拠点事業費	交付税算入		無 公表 する

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。							賃金等	4,798	賃金等	4,798	賃金等	4,798
	円							講師謝礼	300	講師謝礼	300	講師謝礼	300
	(H 年度 → H 年度)							消耗品	350	消耗品	350	消耗品	350
								通信運搬費	20	通信運搬費	20	通信運搬費	20
								保険料	100	保険料	100	保険料	100
歳出合計		0		0		0		5,568		5,568		5,568	
財源内訳 / 割合	国庫支出金							1/3	1,386	1/3	1,386	1/3	1,386
	県支出金							1/3	1,386	1/3	1,386	1/3	1,386
	地方債												
	その他							材料負担金	50	材料負担金	50	材料負担金	50
	一般財源								2,746		2,746		2,746
歳入合計		0		0		0		5,568		5,568		5,568	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

子ども・子育て支援交付金(山口県子ども政策課)

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

子ども・子育て支援交付金交付要綱

特記事項 (市民への説明責任などの状況)

地域子育て支援拠点事業（子育て総合支援センター）の概要

1 地域子育て支援拠点事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的。

2 地域子育て支援拠点事業の位置付け

子ども・子育て支援新制度において、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」の一つ。（子ども・子育て支援法第59条）費用負担は、国・県・市それぞれ1/3。

3 事業の実施方法等

- (1) 実施場所 子育て総合支援センター
- (2) 実施日時 子育て総合支援センターの開所日において 10時～16時
- (3) 配置職員 支援員2名程度
- (4) 具体的な内容

項目（国の要綱による事業規定）	具体的な内容
① 子育て親子の交流の場の提供と交流促進	・プレイスペース開放 ・子育てサークルへの多目的室開放 など
② 子育てに関する相談、助言の実施	・支援員が子育てに関する相談、助言に対応
③ 地域の子育て関連情報の提供	・市の子育てサービスや保育施設、子育て関係施設等の情報提供（チラシやパンフ配置、ポスター掲示、窓口案内等） ・市民相互の子育てグッズリユース掲示板の設置、定期的なリユース会の開催など
④ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施 ※講座等の開催計画は開所後に決定	・キッズキッチン（未就学児の食育推進） ・定期講座（子育てに関する各種講座、保健師、コンシェルジュ、栄養士等による講習等） ・子育てイベント開催（外部講師、関係機関との連携等）

4 その他

市内5か所の保育園に委託している地域子育て支援センターと連携をとりながら、相互の事業の充実に努める。

事務事業調査 ix

作成日 H30.2.19

課(局・室・所)・係・担当者 こども福祉課 子育て支援係 別府

No. - 17①

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	4	配慮が必要な子どもと家庭の支援
	実施計画名		事務事業名			
	家庭児童相談事業		家庭児童相談事業			

事業概要	核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	対象	市内在住の児童とその保護者
		手段	家庭児童相談員による児童虐待等の相談・援助
		意図	児童の健全育成及び児童福祉の向上

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
1	家庭児童相談件数	70件		80件	85件	90件	100件		
2									
3									

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3	児童福祉法に基づき配慮が必要な子どもと家庭の支援を目的としており妥当		0
	自治体関与の妥当性	5	児童福祉法第三条の三に基づき市が実施すべき事業		
	対象(受益者)の妥当性	5	地域のすべての児童及びその保護者が対象者となるものであり妥当		
有効性	事業の優先度	5	児童虐待の防止に係る施策は行政の重要課題である		
	類似事業の存在	5	支援が必要な家庭に対する相談支援事業は、市内に類似なし		
	個別計画・政策との整合性	5	第二次総合計画重点プロジェクト、子ども・子育て支援事業計画(P65)において位置づけられている事業		
効率性	実施主体の適正化	3	児童福祉法第三条の三に基づき市が実施主体となる事業		
	受益者負担の適正化	3	児童の健全育成に資するものであり、受益者負担という概念にはなじまない		
	コスト効率	3			

事業期間	平成 26以前 年度	~	平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常		
予算費目	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	5	家庭児童福祉費	
	細目	1	家庭児童相談経費	細々目	1	家庭児童相談経費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)			報償金	6	報償金	10	報償金	10	報償金	10	報償金	10
				講師謝礼	5	講師謝礼	10	講師謝礼	10	講師謝礼	10	講師謝礼	10
				家児相連絡協議会年会費	4	家児相連絡協議会年会費	4	家児相連絡協議会年会費	4	家児相連絡協議会年会費	4	家児相連絡協議会年会費	4
								賃金等	3,430				
	歳出合計		0		15		24		3,454		24		24
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他												
	一般財源				15		24		3,454		24		24
	歳入合計		0		15		24		3,454		24		24

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項 (市民への説明責任などの状況)
 予算概要の予算額は、臨時的経費分(3,431千円)を含んだ金額。

事務事業調書 ix

作成日	H30.2.19
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	子育て支援係	別府
----------------	--------	--------	----

No	-	17②
----	---	-----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	4	配慮が必要な子どもと家庭の支援
	実施計画名		事務事業名			
	家庭児童相談事業		家庭児童相談事業(子育て総合支援センター事業)			

事業概要	平成28年の児童福祉法改正により、児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・適格に行われるよう、市や児童相談所の体制や権限の強化が定められ、市は支援拠点の整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化に努める必要が生じている。本市で重大な児童虐待の事案が発生する前に、支援を必要とする者にきめ細かい支援を行っていくため、家庭児童相談員を1名増員し、平成30年4月に開所する子育て総合支援センターにおいて子育て包括支援センターと連携して事業を実施することにより事業の充実強化を図る。	対象	市内在住の児童とその保護者
		手段	家庭児童相談員による支援が必要な家庭に対する相談・援助
		意図	児童の健全育成及び児童福祉の向上

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
1	家庭児童相談件数	70件		80件	85件	90件	100件		
2									
3									

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性		児童福祉法に基づき配慮が必要な子どもと家庭の支援を目的としており妥当	3	33
	自治体関与の妥当性		児童福祉法第三条の三に基づき市が実施すべき事業	3	
	対象(受益者)の妥当性		地域のすべての児童及びその保護者が対象者となるものであり妥当	5	
有効性	事業の優先度		児童虐待の防止に係る施策は行政の重要課題である	5	
	類似事業の存在		支援が必要な家庭に対する相談支援事業は、市内に類似なし	5	
	個別計画・政策との整合性		第二次総合計画重点プロジェクト、子ども・子育て支援事業計画(P65)において位置づけられている事業	3	
効率性	実施主体の適正化		児童福祉法第三条の三に基づき市が実施主体となる事業	3	
	受益者負担の適正化		児童の健全育成に資するものであり、受益者負担という概念にはなじまない	3	
	コスト効率		必要最低限の賃金のみであり適正	3	

事業期間		平成 30 年度	～	平成 42以降 年度	会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	1	一般管理費	
	細目	11	一般管理・人件費	細々目	1	一般管理・人件費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。							賃金等	3,431	賃金等	3,431	賃金等	3,431
	円 (H 年度 →H 年度)												
歳出合計		0		0		0		3,431		3,431		3,431	
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他												
	一般財源							3,431		3,431		3,431	
歳入合計		0		0		0		3,431		3,431		3,431	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

児童福祉法第十条の二・・・市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない
市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱・・・本市の人口規模の場合、子ども家庭支援員を常時2名(1名は非常勤形態でも可)、虐待対応専門員を常時1名(非常勤形態でも可)の常時計3名以上を設置することが定められた。

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

本調書の予算額は、臨時的経費分(増員する1名分の賃金等)のみ記載。
予算概要の予算額は、経常的経費分(3,454千円)を含んだ金額。 H30年4月からは2名体制とする。

平成30年度家庭児童相談業務の概要

1 職員配置

家庭児童相談員 2名配置

2 事業実施日

月曜日から土曜日までの8時30分から17時15分まで

3 事業内容

児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと他（児童福祉法第10条第1項）

具体的な活動内容（平成28年度）

相談対応	70件
子育て支援ネットワーク協議会	7回
個別ケース会議	30回
障害児ケア会議	2回
各種会議等に出席	児童相談所、教育委員会、県
年中時心理相談会	10回

4 児童福祉法改正

平成16年 子ども家庭相談に応じることが市の責務として明記された
平成28年 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務が明確化され、市は児童の身近な場所における継続的な支援を行うことが明記された

具体的には・・・

- ・市町村における支援拠点の整備（努力義務）
- ・要保護児童対策調整機関における専門職の配置
- ・児童相談所から市町村への事案送致 等

※家庭児童相談機能と子育て世代包括支援センターは、2つの機能の一体的な実施が求められており、平成30年度から子育て総合支援センターで両機能が連携して、一体的・効果的な支援を実施していく。

平成28年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) こども福祉課 子育て支援係 No 17②

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを育てることができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実	4	児童の健全育成
	実施計画名			事務事業名		
12	子育て支援ネットワーク事業		1	子育て支援ネットワーク事業		

事業概要	要保護児童の早期発見や適切な保護のため、子育て支援ネットワーク協議会を開催し、児童虐待の防止、発達障害児の療育及び家族への支援等、児童の健全育成のために必要な取組を行い、関係機関相互の連携を図る。		対象	虐待を受けている児童や発達障害等の問題を抱えている児童
			手段	協議会開催により関係機関の連携を深める
			意図	子どもたちの人権を守り、安心して子どもを育てられる地域づくりを推進する

支出内訳	歳出	予算現額(円)	決算額(円)
	消耗品費	2,000	0
	報償金	6,000	6,000
	講師謝礼	5,000	5,000
	普通旅費	5,000	0
合計		18,000	11,000

財源内訳	歳入	予算現額(円)	決算額(円)
	国庫支出金		
	県支出金		
	地方債		
	その他		
	一般財源	18,000	11,000
合計		18,000	11,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.2	840,364

交付税算入	無	会計種別	一般	経常
-------	---	------	----	----

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標または成果指標		H26	H27	H28	目標達成度	H29(目標)
1	代表者会議開催回数	1回	1回	1回	100.0%	1回
		1回	1回	1回		
		100.00%	100.0%	100.0%		
2	実務担当者会議開催回数	6回	6回	6回	100.0%	6回
		6回	6回	6回		
		100.00%	100.0%	100.0%		
3					かなり良い	

妥当性	目的の妥当性	妥当である	児童福祉法に基づき子どもたちの人権を守ることを目的としており妥当。
	自治体関与の妥当性	妥当である	児童の健全育成は市が積極的に関与すべき事業である。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	児童福祉法に規定する要保護児童が受益者となり妥当。
有効性	目標達成度	達成している	目標どおりの協議会を開催している。
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	児童の健全育成に貢献している。
効率性	実施主体の適正化	適正である	児童の健全育成は市が積極的に関与すべき事業である。
	受益者負担の適正化	適正である	受益者は要保護児童であり、受益者負担という概念にはなじまない。
	コスト効率	適正である	必要最低限の費用負担である。



課題		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期

特記事項	
------	--

事務事業調書 ix

作成日 H30.2.19

課(局・室・所)・係・担当者 こども福祉課 保育係 別府

No. - 18

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援
	実施計画名			事務事業名		
	保育所等運営支援事業			山陽地区公立保育所整備事業		

事業概要	市内の公立保育所5園について、老朽化が著しいことや定員に対する入所園児の不均衡等の課題を解消するため策定した再編基本計画に基づき、整備・統合を行う。下津、出合、津布田の一部を統合する形で、山陽地区公立保育所を整備する。平成34年度の供用開始を目標。	対象	市内公立保育所
		手段	再編基本計画に基づき整備を進める
		意図	公立保育所の課題及び待機児童の解消、良好な保育環境の整備

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
1	市内保育所の待機児童数(厚生労働省基準) 3月末現在	14	減少	減少	減少	減少	0		
2									
3									

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性		児童福祉施設の充実、良好な保育環境の整備は、働く子育て家庭の支援に資するため妥当	3	33
	自治体関与の妥当性		市が設置する公立保育所の再編整備であり妥当	5	
	対象(受益者)の妥当性		市が設置する公立保育所であり妥当	5	
有効性	事業の優先度			3	
	類似事業の存在		公立保育所の再編は類似なし	5	
	個別計画・政策との整合性		山陽小野田市公立保育所再編基本計画、山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画(P47)	3	
効率性	実施主体の適正化		市の施設であり、市が主体となることが妥当	3	
	受益者負担の適正化		受益者負担という概念にはなじまない	3	
	コスト効率			3	

事業期間	平成 28 年度 ~ 平成 34 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時				
予算費目	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	4	保育所費	
	細目	12	公立保育所再編整備事業	細々目	1	公立保育所整備事業	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳 (H 年度 →H 年度)	・繰越明許費がある場合は、記載すること。	職員手当等	136			時間外勤務手当	136	消耗品費	40	手数料	869	監理委託料	10,149
		需用費	40			設計委託料 (基本設計)	3,057	測量調査委託料	967	(建築確認)		(監理費8/13月)	
		円 役務費	1,547					地質調査委託料	12,273	設計委託料	24,713	工事請負費	295,385
		委託料	75,906					設計委託料	13,404	(実施設計)		(建築8/13月)	
		工事請負費	517,000					用地購入費	139,287	設計委託料	5,000	(土木関係)	
		用地購入費	139,287										
		備品購入費	40,000										
	歳出合計	773,916	0			3,193		165,971		30,582		305,534	
財源内訳／割合	国庫支出金	0											
	県支出金	0											
	地方債	634,300						充当率80%	130,400	充当率80%	23,700	80%・100%	273,800
	その他	3,000				基金繰入金	3,000						
	一般財源	136,616					193		35,571		6,882		31,734
	歳入合計	773,916	0			3,193		165,971		30,582		305,534	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

地方債 社会福祉施設整備事業債 (充当率 80%)
施設整備事業債(一般財源化分) (充当率 100%)

作成日	H30.2.19
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	保育係	野田
----------------	--------	-----	----

No.	-	19
-----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援
	実施計画名		事務事業名			
	児童クラブ運営事業		放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)			

事業概要	市内12小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。	対象	就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生
		手段	放課後及び長期休暇期間に児童を預かる
		意図	児童の健全育成と保護者の就労支援

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率		
1	受入率(児童クラブ受入児童数÷申込児童数)	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
		95.71%								
		95.71%								
2										
3										

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	5	就労等により保護者が昼間に家庭にいない児童の健全な育成を図ることは、働く子育て家庭を支援するものであり妥当		0
	自治体関与の妥当性	5	第二次総合計画、市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、働く子育て家庭の支援に取り組むこととされている		
	対象(受益者)の妥当性	5	就労等により保護者が昼間に家庭にいない市内在住の児童であり妥当		
有効性	事業の優先度	5	就労等により保護者が昼間に家庭にいない児童の健全育成であり、優先的に取り組む必要がある		
	類似事業の存在	5	なし		
	個別計画・政策との整合性	5	山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画(P56)掲載事業		
効率性	実施主体の適正化	3	社会福祉法人に委託		
	受益者負担の適正化	3	保育料を徴収している		
	コスト効率	3	国1/3・県1/3補助あり		

事業期間	平成 26以前 年度 ~ 平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常
予算費目	款 3 民生費	項 2 児童福祉費	目 6 児童クラブ費			
	細目 1 児童クラブ運営費	細々目 1 児童クラブ運営費	交付税算入	無	公表	する

(単位:千円)

支出内訳	総事業費	H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32		
・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)	消耗品費	67	消耗品費	55	消耗品費	55	消耗品費	55	消耗品費	55	消耗品費	55
	印刷製本費	31	印刷製本費	46	印刷製本費	46	印刷製本費	46	印刷製本費	46	印刷製本費	46
	光熱水費	379	光熱水費	360	光熱水費	399	光熱水費	399	光熱水費	399	光熱水費	399
	修繕料	241	修繕料	142	修繕料	142	修繕料	142	修繕料	142	修繕料	142
	通信運搬費・手数料	194	通信運搬費・手数料	238	通信運搬費	233	通信運搬費	233	通信運搬費	233	通信運搬費	233
	設備保守委託料	11	設備保守委託料	7	設備保守委託料	10	設備保守委託料	10	設備保守委託料	10	設備保守委託料	10
	保育業務委託料	67,963	保育業務委託料	80,809	保育業務委託料	79,573	保育業務委託料	79,573	保育業務委託料	79,573	保育業務委託料	79,573
	機械器具借上・下水料	108	機械器具借上料	76	機械器具借上料	51	機械器具借上料	51	機械器具借上料	51	機械器具借上料	51
	工事請負費	682	下水道使用料	36	下水道使用料	36	下水道使用料	36	下水道使用料	36	下水道使用料	36
	庁用器具費	1,219	庁用器具費	419	庁用器具費	253	庁用器具費	253	庁用器具費	253	庁用器具費	253
歳出合計	0	70,895	82,188	80,798	80,798	80,798	80,798	80,798	80,798	80,798		
財源内訳／割合	国庫支出金		1/3	21,355	1/3	21,544	1/3	21,076	1/3	21,076	1/3	21,076
	県支出金		1/3	21,355	1/3	21,544	1/3	21,076	1/3	21,076	1/3	21,076
	地方債											
	その他		保育料	17,390	保育料	17,460	保育料	17,460	保育料	17,460	保育料	17,460
	一般財源			10,795		21,640		21,186		21,186		21,186
	歳入合計	0	70,895	82,188	80,798	80,798	80,798	80,798	80,798	80,798	80,798	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

子ども・子育て支援交付金(こども政策課)

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

子ども・子育て支援事業交付金交付要綱

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

平成28年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) こども福祉課 保育係 No 19

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	2	仕事と子育ての両立支援	2	放課後児童対策の充実
	実施計画名			事務事業名		
20	児童クラブ事業		1	放課後児童対策事業		

事業概要	対象	市内12小学校区において、児童館及び小学校の空き教室を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、1時間延長保育あり。	対象	小学1年生から6年生の児童
	手段		手段	放課後及び長期休暇中に児童を預かる
	意図		意図	児童の健全育成と保護者の就労支援

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	保育業務委託料	76,533,000	67,963,258
	庁用器具費	1,398,226	1,218,943
	通信運搬費	205,000	189,543
	光熱水費	378,774	378,774
	その他	1,418,000	1,144,956
合計		79,933,000	70,895,474

歳入		予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金	1/3	20,874,000
	県支出金	1/3	20,874,000
	地方債		
	その他	保育料	17,460,000
	一般財源		20,725,000
合計		79,933,000	70,895,474

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.25	1,443,580

交付税算入	無	会計種別	一般	経常
-------	---	------	----	----

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標または成果指標		H26	H27	H28	目標達成度	H29(目標)
1	受入率(児童クラブ受入児童数÷申込児童数)	100%	100%	100%	普通	100%
		99.50%	96.90%	95.71%		
		99.50%	96.90%	95.71%		
2						
3						

妥当性	目的の妥当性	妥当である	就労等により保護者が昼間に家庭にいない児童の健全な育成を図ることを目的とし妥当である
	自治体関与の妥当性	妥当である	子育て支援に関する事業は自治体が積極的に関与すべき事業である
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	小学校へ通う児童を持ち就労する保護者が対象であり妥当
有効性	目標達成度	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	子育て世代の就労環境の整備
効率性	実施主体の適正化	適正である	山陽小野田市社会福祉協議会に業務委託
	受益者負担の適正化	適正である	3,000円/月の負担がある。(非課税世帯を除く)
	コスト効率	適正である	事業委託料は市の負担割合1/3、利用者負担あり



課題	閉館時間及び長期休暇時の開館時間について利用者から延長の要望が多い。延長するときには保育料改正を検討。地区によっては待機児童の存在が常態化しているため、年次的な施設の拡充整備が必要。支援員も不足している。事業の委託者について、多様な方策を要検討。		
今後の方向性	事業の進め方等に改善が必要	改善時期	30年度以降、改善する予定

特記事項	国庫支出金の超過交付分の精算あり
------	------------------

児童クラブ入所決定状況

	クラス数			H29		H30 (H30.2.2時点の入所決定状況)							備考	
	H28	H29	H30	申込者数 (人)	待機 (人)	申込者数 (人)	待機 (人)	入所決定者の学年別内訳(人)						
								1年	2年	3年	4年	5年		6年
本山児童クラブ	1	1	1	39		47		19	14	14	/	/	/	
赤崎児童クラブ	2	2	2	66		88		37	20	28	0	1	2	4年以上は松原分校
須恵児童クラブ	2	3	3	117		112		44	36	32	/	/	/	
小野田児童クラブ	1	1	1	71		68		20	29	19	/	/	/	
高泊児童クラブ	2	2	2	59		70		33	16	21	/	/	/	
高千帆児童クラブ	2	2	2	130	16	136	18	51	47	20	/	/	/	
有帆児童クラブ	1	1	1	46		43		15	14	6	8	0	0	
厚狭児童クラブ	2	2	3	145	19	138		44	54	40	/	/	/	
出合児童クラブ	1	1	1	40		47		15	11	10	10	1	0	
厚陽児童クラブ	1	1	1	21		17		1	6	3	4	3	0	
埴生児童クラブ	1	1	1	45		41		9	12	13	4	3	0	
津布田児童クラブ	1	1	1	16		9		4	2	3	0	0	0	
合計	17	18	19	795	35	816	18	292	261	209	26	8	2	
								H30入所決定者数						798人

作成日	H30.2.19
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	保育係	大浜
----------------	--------	-----	----

No.	-	20
-----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援
	実施計画名		事務事業名			
	児童クラブ運営事業		児童クラブ施設整備等事業			

事業概要	近年の核家族化や共働き世帯の増加、また、対象児童が小学6年生まで拡大されたことにより、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。平成30年度は、厚狭児童クラブにおいて新たに事業を委託し1クラスを増やす。また、高学年受入のための備品を整備する。	対象	児童クラブ室
		手段	児童クラブの拡充整備
		意図	児童の健全育成と保護者の就労支援、待機児童の解消

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33		
1	待機児童発生クラブ数	2	2	1	0	0	0		
		2							
		100.0%							
2	6年生までの引受実施施設数(全12施設中)	4	4	5	6	7	8		
		4							
		100.0%							
3									

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性		児童クラブの受け入れ態勢を整えることで、働く子育て家庭の支援を行うものであり妥当	3	33
	自治体関与の妥当性		児童福祉法34条の8に改正により市町村の関与が規定されている	3	
	対象(受益者)の妥当性		就労家庭の子育て支援であり妥当	5	
有効性	事業の優先度		待機児童の解消は優先して取り組む必要がある	3	
	類似事業の存在		なし	5	
	個別計画・政策との整合性		第二次総合計画重点プロジェクト、山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画(P56)掲載事業	5	
効率性	実施主体の適正化		社会福祉法人に委託	3	
	受益者負担の適正化		保育料の負担がある	3	
	コスト効率		国1/3・県1/3補助あり	3	

事業期間		平成 26以前 年度	~	平成 32 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時	
予算費目	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	6	児童クラブ費	
	細目	1	児童クラブ運営費	細々目	1	児童クラブ運営費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32		
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 → H 年度)					児童クラブ施設整備補助金	12,600	保育業務委託料		保育業務委託料	9,418	保育業務委託料	10,918	
								・新規委託分	7,918	工事請負費	420	工事請負費	5,000	
								・基準見直し分	886	庁用器具費	650	庁用器具費	500	
								庁用器具費	273					
歳出合計			0		0		12,600		9,077		10,488		16,418	
財源内訳 / 割合	国庫支出金						1/3	4,200	1/3	3,047	1/3	3,116	1/3	5,333
	県支出金						1/3	4,200	1/3	3,047	1/3	3,116	1/3	5,333
	地方債													
	その他													
	一般財源							4,200		2,983		4,256		5,752
歳入合計			0		0		12,600		9,077		10,488		16,418	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

子ども・子育て支援整備交付金(子ども政策課)

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

平成30年度の拡充予定:新規業務委託開始(厚狭第二児童クラブ)、6年生までの受入開始(有帆児童クラブ)

作成日	H30.2.19
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	保育係	野田
----------------	--------	-----	----

No	-	21
----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援
	実施計画名		事務事業名			
	児童クラブ運営事業		児童クラブ開所時間延長事業			

事業概要	現在の児童クラブの開所時間は平日は18時まで、土曜日・長期休暇等は8時30分から18時までであるが、利用者から時間延長の要望が多い。児童クラブの利便性を高め、就労する子育て世代を支援するため、平成30年度から、特に要望の強い朝の開所時間について、現在の8時30分を8時開所とし、30分の延長保育を行う。また、併せて保育時間に応じた保育料の見直しを行う。	対象	就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生
		手段	児童クラブの開所時間を延長する
		意図	児童の健全育成と保護者の就労支援、児童クラブの利便性の向上

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
1	開始時間延長の実施状況			延長開始	実施	実施	実施		
2									
3									

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性		保護者の就労形態に対応した受入を行うことにより、働く子育て世代の支援となるため妥当	3	33
	自治体関与の妥当性		児童福祉法34条の8に市町村の関与が規定されている	5	
	対象(受益者)の妥当性		就労家庭の子育て支援であり妥当	3	
有効性	事業の優先度		就労形態の多様化により、保護者からの要望が強い	5	
	類似事業の存在		なし	5	
	個別計画・政策との整合性		第二次総合計画重点プロジェクト、山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画(P56)掲載事業	3	
効率性	実施主体の適正化		社会福祉法人に委託	3	
	受益者負担の適正化		保育時間に応じた保育料の見直しを行い、適正に受益者負担を徴収する	3	
	コスト効率		国1/3・県1/3の補助あり	3	

事業期間		平成 30 年度	~	平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時	
予算費目	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	6	児童クラブ費	
	細目	1	児童クラブ運営費	細々目	1	児童クラブ運営費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	-繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)							保育業務委託料	1,530	保育業務委託料	1,530	保育業務委託料	1,530
	歳出合計	0	0	0	0	0	0	1,530	1,530	1,530	1,530		
財源内訳/割合	国庫支出金					0	0	基準額の1/3	279	基準額の1/3	279	基準額の1/3	279
	県支出金					0	0	基準額の1/3	279	基準額の1/3	279	基準額の1/3	279
	地方債												
	その他					0	0	保護者負担金(増分)	693	保護者負担金(増分)	693	保護者負担金(増分)	693
	一般財源					0	0		279		279		279
	歳入合計	0	0	0	0	0	0	1,530	1,530	1,530	1,530		

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	子ども・子育て支援整備交付金(子ども政策課)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	子ども・子育て支援整備交付金交付要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 小学校が授業を行わない土曜日及び長期休暇期間等の開所を午前8時からとし、30分間の延長保育を行う。 保育時間に応じた保育料の見直しを行い、保育時間の長い8月については保育料の加算分を設定する。
------	--

県内他市の児童クラブ開所時間、保育料の状況 (各市ホームページより)

自治体名	保育時間 (延長保育を含む)		保育料月額 (円)							減免		
	平日	土曜・ 長期休業期間等	保育料 (基本・加算・延長等) の設定							生保世帯	市民税非 課税世帯	
			月～金曜の利用	月～土曜の利用	夏休み加算							
下関市	放課後～18:30	8:00～18:30 土曜は～18:00	4,000	5,000	2,600を加算					半額	半額	
宇部市	放課後～18:30 一部～19:30	8:00～18:30 一部7:00～19:30	5・6・9～2月 2,000	4・3月 2,400	7月 2,500	8月 3,200					上限 2,000	なし
山口市	放課後～18:00	8:00～18:00	通年利用 3,000	学年始休み 1,000	夏休み 8,000	冬休み 2,000	学年末休み 1,000	時間延長 50円×日数	免除	免除		
萩市	放課後～18:30	8:00～18:30	通年利用 3,500	学年始休み 1,700	夏休み 7,800	冬休み 1,700	学年末休み 1,200		なし	なし		
防府市	放課後～18:30	8:00～18:30	基本 3,000	学年始休み 600 加算	夏休み 3,000 加算	冬休み 600 加算	学年末休み 600 加算		免除	免除		
下松市	放課後～18:30 一部～19:00	8:00～18:30 一部～19:00	8月以外 3,000	8月 5,000				時間延長 50円×日数	免除	免除		
岩国市	放課後～18:30	8:00～18:30	8月以外 3,000	8月 4,000					免除	免除		
光市	放課後～19:00	8:00～19:00 土曜は～18:00	8月以外 3,000	8月 5,000				時間延長 100円×日数	免除 延長料は免除なし	免除		
長門市	放課後～19:00	8:00～19:00	2,000						免除	半額		
柳井市	放課後～18:15	8:00～18:15	月～金曜の利用 3,000	月～土曜の利用 4,000					なし	なし		
美祢市	放課後～18:00	8:00～18:00 一部7:30～	1,500						免除	免除		
周南市	放課後～19:00	8:00～19:00	5・6・9・10・11・2月 2,500	4・7・12・1・3月 3,000	8月 5,000					免除	免除	
山陽小野田市 (案)	放課後～18:00	8:00～18:00	基本 3,000	8月 1,000 加算					免除	基本分: 免除 加算分: 半額		

※利用時間が施設によって異なる場合はもっとも施設数の多い利用時間を記載

作成日	H30.2.19
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	こども福祉課	子育て支援係	別府
----------------	--------	--------	----

No.	-	22
-----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減
	実施計画名		事務事業名			
	乳幼児・子ども医療費等助成事業		子ども医療費助成事業			

事業概要	子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分(3割負担)のうち一部を助成し、2割負担とする。所得制限(父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下)あり。	対象	小学1年生から中学3年生の児童で父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下の世帯
		手段	対象者に受給者証を交付し、医療費自己負担分の一部を助成する
		意図	児童の保健の向上、子育て世代の経済的負担の軽減

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33		
1	受給者証発行者数(従来制度分(小1~小3))	998人							
2	受給者証発行者数(H28.8から拡充分(小4~中3))	1,727人							
3									

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	5	対象児童の保健の向上、子育ての不安と負担の軽減を図ることを目的とし、市民ニーズに対応しており妥当		0
	自治体関与の妥当性	3	行政機関以外が実施主体になりえない事業		
	対象(受益者)の妥当性	5	中学3年生までの児童を対象としており妥当		
有効性	事業の優先度	5			
	類似事業の存在	5	医療費の助成を行う事業として、他に類似事業はない		
	個別計画・政策との整合性	3			
効率性	実施主体の適正化	3	行政機関以外が実施主体になりえない事業		
	受益者負担の適正化	3	3割負担を2割負担に軽減するもの。また、所得制限により対象者を適正に判断している。		
	コスト効率	3	必要最低限の費用負担である		

事業期間	平成 26以前 年度 ~ 平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常
予算費目	款 3 民生費	項 2 児童福祉費	目 2 児童措置費			
	細目 6 福祉医療助成事業費	細々目 1 福祉医療助成事業費	交付税算入	無	公表	する

(単位:千円)

支出内訳	総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 → H 年度)			審査手数料 1,864 子ども医療助成費 14,065		子ども医療助成費 28,000		子ども医療助成費 22,000		子ども医療助成費 22,000		子ども医療助成費 22,000
歳出合計	0		15,929		28,000		22,000		22,000		22,000	
財源内訳 / 割合	国庫支出金											
	県支出金											
	地方債											
	その他		高額療養費 109	高額療養費 252	高額療養費・ふるさと支援基金 5,300	高額療養費 300	高額療養費 300					
	一般財源		15,820	27,748	16,700	21,700	21,700					
歳入合計	0	15,929	28,000	22,000	22,000	22,000						

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

山陽小野田市子ども医療費助成規則

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

平成28年8月以降、対象者を拡大(小学3年生まで→中学3年生まで)

平成28年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) こども福祉課 子育て支援係 No. 22

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実	3	子育て負担の軽減
	実施計画名			事務事業名		
11	乳幼児医療費等支援事業		3	子ども医療費助成事業		

事業概要	小学1年生から中学3年生までの児童の医療費自己負担部分のうち、1割を助成する(平成28年8月以降、小学3年生までだった対象者を中学3年生までに拡大)。ただし、所得制限あり。		対象	小学1年生から中学3年生までの児童
			手段	医療費自己負担部分のうち1割を助成
			意図	子育て世帯の経済的負担を軽減する

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	審査手数料	8,620,000	1,864,461
	子ども医療助成費	14,547,000	14,064,509
	システム開発委託料	No.9の事業に計上	
	合計	23,167,000	15,928,970

歳入		予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金		
	県支出金		
	その他(高額療養費)	110,000	108,933
	その他(返還金)	0	
	一般財源	23,057,000	15,820,037
合計		23,167,000	15,928,970

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.2	1,443,580

交付税算入	無	会計種別	一般	経常・臨時
-------	---	------	----	-------

活動指標または成果指標		※上段:目標		中段:実績		下段:達成率	
		H26	H27	H28	目標達成度	H29(目標)	
1	受給者証発行者数(従来制度分(小1~小3))	945人	955人	998人			
2	受給者証発行者数(拡充分(小4~中3))			1,727人			
3							

妥当性	目的の妥当性	妥当である	子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とするものであり妥当。
	自治体関与の妥当性	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	中学3年生までの児童を対象としており妥当。ただし、所得制限あり。
有効性	目標達成度		目標設定になじまない事業
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	子育て負担の軽減に貢献している。
効率性	実施主体の適正化	適正である	行政機関以外が実施主体になりえない事業。
	受益者負担の適正化	適正である	所得制限により対象者を適正に判断している。
	コスト効率	適正である	必要最低限の費用負担である。



課題			
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項 平成28年8月以降、対象児童を小学3年生から中学3年生までに引き上げた。

子ども医療費助成制度

1 本市の子ども医療費助成制度に係る実績の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度
受給者数 (従来制度分)	955 人	998 人
" (拡充分)		1,727 人
延べ件数	12,254 件	21,255 件
子ども医療助成費	8,229,281 円	14,064,509 円

2 他市の状況 (平成 29 年度)

市名	子ども医療費助成制度	
下関市	対象	小学生、中学生
	助成割合	1割
	所得制限	なし
宇部市	対象	小学生、中学生
	助成割合	1割
	所得制限	あり
山口市	対象	小学生、中学生
	助成割合	3割
	所得制限	あり
萩市	対象	小学生
	助成割合	3割
	所得制限	あり
防府市	対象	小学生
	助成割合	3割
	所得制限	なし
下松市	対象	小学生
	助成割合	3割
	所得制限	なし
岩国市	対象	小学生、中学生
	助成割合	3割
	所得制限	なし
光市	対象	小学生、中学生、高校生 (高校生以上は入院のみ)
	助成割合	3割
	所得制限	あり
長門市	対象	小学生
	助成割合	3割
	所得制限	なし
美祢市	対象	小学生
	助成割合	3割
	所得制限	あり
周南市	対象	小学生
	助成割合	3割
	所得制限	あり
山陽 小野田市	対象	小学生、中学生
	助成割合	1割
	所得制限	あり

作成日	H30.2.19
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	成人保健係	岡手
----------------	-------	-------	----

No.	-	23①
-----	---	-----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	6	健康づくりの推進	2	地域保健サービスの充実
	実施計画名		事務事業名			
	成人保健事業		成人健康診査(がん検診・女性の健康診査)			

事業概要	健康増進法第19条の2に基づき健診を実施する。 ①がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺) ②女性の健康診査	対象	健診ごとに定められ対象年齢であり、他の制度等で健診を受けていない市民
	手段	集団健診または医療機関で行う個別健診	
	意図	疾病の早期発見を行い適正な医療管理に導く	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33		
1	集団健診の実施回数	10回	10回	10回	10回	10回	10回		
		10回							
		100.0%							
2	個別健診の受託医療機関数	51か所	52か所	52か所	52か所	52か所	52か所		
		52か所							
		101.9%							
3	がん検診受診率(前立腺がんは除く。)	12.00%	13%	13%	13%	13%	13%		
		9.22%							
		76.9%							

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業であり住民の健康づくりの推進につながる		0
	自治体関与の妥当性	3	健康増進法第19条の2に基づき市が実施する		
	対象(受益者)の妥当性	5	健康増進法第19条の2に基づき対象年齢の受診希望者が受診できるため妥当である		
有効性	事業の優先度	3	健康増進法により市が行う事業とされており、計画的に推進していく		
	類似事業の存在	5			
	個別計画・政策との整合性	5	健康づくり計画に基づく健康づくりの推進に当たる		
効率性	実施主体の適正化	3	健康増進法19条の2に基づく健康増進事業であり市の状況に応じて市が行うことが望ましい		
	受益者負担の適正化	3	受益者負担金を徴収している		
	コスト効率	3			

事業期間		平成 26以前 年度	~	平成 42以降 年度	会計種別	一般		予算種別	継続	經常
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	2	予防費	
	細目	2	疾病予防推進事業費	細々目	1	疾病予防推進事業費	交付税算入	無		公表 する

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)			消耗品費	8	消耗品費	50	消耗品費	29	消耗品費	30	消耗品費	30
				印刷製本費	537	印刷製本費	819	印刷製本費	744	印刷製本費	758	印刷製本費	758
				通信運搬費	209	通信運搬費	415	通信運搬費	336	通信運搬費	343	通信運搬費	343
				健康診査委託料	75,411	健康診査委託料	80,753	健康診査委託料	81,001	健康診査委託料	82,500	健康診査委託料	82,500
				報償金	28	報償金	40	報償金	40	報償金	40	報償金	40
				歳出合計	0	76,193	82,077	82,150	83,671	83,671			
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他		受益者負担金	11,263	受益者負担金	12,400	受益者負担金	11,832	受益者負担金	12,051	受益者負担金	12,051	
	一般財源			64,930		69,677		70,318		71,620		71,620	
	歳入合計		0	76,193	82,077	82,150	83,671	83,671					

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

健康増進法

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

作成日	H30.2.19
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	成人保健係	岡手
----------------	-------	-------	----

No	-	23②
----	---	-----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	6	健康づくりの推進	2	地域保健サービスの充実
	実施計画名		事務事業名			
	成人保健事業		成人健康診査(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業)			

事業概要	①個別の受診勧奨・再勧奨(H30年度は肺にターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	対象	①40～69歳の肺がん検診対象者②年度内に21歳及び41歳となる女性③各がん検診の精密検査未受診者
		手段	①受診勧奨資材の個別郵送②無料クーポン券の個別郵送③訪問及び電話での受診勧奨
		意図	受診率を向上させ疾病の早期発見を行い、適正な医療管理に導く

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
1	無料クーポン券対象者における子宮頸がん検診受診率	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%		
		10.0%							
		50.0%							
2	無料クーポン券対象者における乳がん検診受診率	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%		
		33.8%							
		113.0%							
3	肺がん受診勧奨資材使用「あり」「なし」における受診率の差(同年度内でグループ分けして比較する)	-	-	5%	5%	5%	5%		
		-							
		-							

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3	個別に通知することで検診への意識を高めることが可能となり健康づくりの推進につながる	3	33
	自治体関与の妥当性	3	健康増進法19条の2に基づき市が実施する	3	
	対象(受益者)の妥当性	5	子宮がん検診、乳がん検診の対象年齢(21歳・41歳)の市民が無料で検診を受診できるため、妥当	5	
有効性	事業の優先度	3	感染症予防事業費国庫負担(補助)金 対象事業として実施する	3	
	類似事業の存在	5		5	
	個別計画・政策との整合性	5	健康づくり計画に基づく健康づくりの推進に当たる	5	
効率性	実施主体の適正化	3	健康増進法により市の状況に応じて市が行うことが望ましい	3	
	受益者負担の適正化	3	無料クーポンは国の事業であり、受益者負担金を求めることは適当ではない。	3	
	コスト効率	3		3	

事業期間	平成 26以前 年度 ~ 平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時
予算費目	款 4	衛生費	項 1	保健衛生費	目 2	予防費
	細目 2	疾病予防推進事業費	細々目 1	疾病予防推進事業費	交付税算入	無

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 → H 年度)			消耗品費	47	消耗品費	47	消耗品費	45	消耗品費	46	消耗品費	46
				印刷製本費	119	印刷製本費	114	印刷製本費	236	印刷製本費	241	印刷製本費	241
				通信運搬費	126	通信運搬費	111	通信運搬費	234	通信運搬費	238	通信運搬費	238
				健康診査委託料	1,304	健康診査委託料	1,473	健康診査委託料	1,749	健康診査委託料	1,782	健康診査委託料	1,782
		歳出合計	0	1,596	1,745	2,264	2,307	2,307					
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金		1/2	279	1/2	296	1/2	348	1/2	348	1/2	348	
	地方債												
	その他												
	一般財源			1,317	1,449	1,916	1,959	1,959					
歳入合計	0	1,596	1,745	2,264	2,307	2,307							

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金 山口県健康福祉部医療政策課 補助金:事業費に関らず補助基準額が定められている

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

健康増進法

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

肺がんはがんの部位別死亡数の第1位であり、本市においても同位である。本事業の中に個別の受診勧奨・再勧奨が含まれており、補助の対象にもなることから平成30年度から新たな取り組みとして加える。受診勧奨資材は国立がんセンターが受診率上昇効果を検証しており、国も使用を推奨している圧着ハガキである。実施後はしっかりと効果検証を行いながら次年度に向けて検討していく。

平成28年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) 健康増進課 成人保健係 No. 23①

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	3 生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1 健康づくりの推進	2 保健サービスの充実
	実施計画名		事務事業名
8	成人健康診査事業	2	成人健康診査(がん検診・女性の健康診査)

事業概要	健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺) ②女性の健康診査	対象	健診毎の対象年齢であって他の制度で健診を受けていない市民
		手段	集団健診または医療機関で行う個別健診
		意図	疾病の早期発見を行い適正な医療管理に導く

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	報償金	80,000	28,000
	印刷製本費	540,000	536,976
	消耗品費	12,000	7,480
	役務費	259,000	209,415
	健康診査委託料	96,737,546	75,410,962
合計		97,628,546	76,192,833

歳入		予算現額(円)	決算額(円)	
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他	受益者負担金	15,268,000	11,263,200
	一般財源		82,360,546	64,929,633
合計		97,628,546	76,192,833	

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.7	4,042,023

交付税算入	無	会計種別	一般	経常
-------	---	------	----	----

活動指標または成果指標		※上段:目標		中段:実績		下段:達成率		H29(目標)
		H26	H27	H28	目標達成度			
1	集団健診の実施回数	10回	10回	10回	悪い			10回
		10回	10回	10回				
		100.0%	100.0%	100.0%				
2	個別健診の受託医療機関数	52か所	50か所	51か所	悪い			52か所
		51か所	51か所	52か所				
		98.1%	102.0%	101.9%				
3	がん検診受診率(前立腺がんは除く)	24.50%	25.60%	12.00%	悪い			13%
		24.90%	24.10%	9.22%				
		101.6%	94.1%	76.9%				

妥当性	目的の妥当性	妥当である	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業であり住民の健康づくりの推進につながる
	自治体関与の妥当性	妥当である	健康増進法第19条の2に基づき市が実施すべきである
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	健康増進法第19条の2に基づき対象年齢の受診希望者が受診できるため妥当である
有効性	目標達成度	検討が必要	H28年度から受診率の算出方法変更有、今後の国の動向を見ながら検討していく
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	健康づくり計画に基づく健康づくりの推進に当たる
効率性	実施主体の適正化	適正である	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業であり市の状況に応じて市が行うことが望ましい
	受益者負担の適正化	適正である	受益者負担金を徴収している
	コスト効率	適正である	

課題 がん検診実施の指針について一部改正が行われ、平成28年度から胃がんの対象者及び受診間隔が変更となった。(毎年→1回/2年)これらの変更点を引き続き、実施機関である市内の医師会をはじめ市民へ周知徹底する必要がある。また、検診の対象者数の抽出方法がH28年度報告分から変更となったためH27年度までの直接的な比較が難しく、受診率についてはH28年度からの変化をみていく形となる。

今後の方向性	事業の進め方等に改善が必要	改善時期	29年度中に改善に着手
--------	---------------	------	-------------

特記事項 H27までの対象者数は住民-就業者数+農林水産業従事者数で算出していたがH28年度からは住民全体となった。H28年度の受診率をH27年度までの対象者の抽出方法で算定すると20.52%(達成率76.9%)となる。

平成28年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) 健康増進課 成人保健係 No 23②

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	3	生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	1	健康づくりの推進	2	保健サービスの充実
	実施計画名			事務事業名		
8	成人保健事業		4	成人健康診査(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業)		

事業概要	①個別の勧奨・再勧奨	対象	①年度内に21歳及び41歳となる女性②各がん検診の精密検査未受診者
	②子宮頸がん・乳がん検診に対して、無料クーポン券等を交付し受診勧奨を行う。年度途中で未受診者に対し受診再勧奨を行う。	手段	①無料クーポン券の個別郵送②訪問及び電話での受診勧奨
	③精密検査未受診者に対する受診勧奨。	意図	疾病の早期発見を行い、適正な医療管理に導く

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	消耗品費	48,000	47,048
	印刷製本費	269,000	118,800
	通信運搬費	144,000	126,047
	健康診査委託料	1,434,000	1,303,268
合計		1,895,000	1,595,163

歳入		予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金		
	県支出金	1/2	263,000
	地方債		
	その他		
	一般財源		1,632,000
合計		1,895,000	1,595,163

人件費概算	人工数(人役)	0.25
	人件費(円)	1,443,580

交付税算入	無	会計種別	一般	臨時
-------	---	------	----	----

活動指標または成果指標		※上段:目標		中段:実績		下段:達成率	
		H26	H27	H28	目標達成度	H29(目標)	
1	無料クーポン券対象者における子宮頸がん検診受診率	20%	20%	20%	普通	20%	
		17.90%	11.90%	10%			
		89.5%	57.5%	50.0%			
2	無料クーポン券対象者における乳がん検診受診率	30%	30.00%	30%		30%	
		24.90%	15.60%	33.80%		30%	
		0.0%	52.0%	113.0%	100%		
3	要精密検査受診率(年度末実績)	100%	100%	100%	100%		
		87.50%	79.30%	87.60%	100%		
		87.5%	79.3%	87.6%	100%		

妥当性	目的の妥当性	妥当である	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付対象事業により健康づくりを推進する
	自治体関与の妥当性	妥当である	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付対象事業により市が実施すべきである
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	子宮がん、乳癌の対象年齢の市民が無料で検診を受診できるため、妥当である
有効性	目標達成度	概ね達成している	乳がんは達成、子宮がんは受診率低い。引き続き受診勧奨及びPRが必要
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	健康づくりの推進に寄与している
効率性	実施主体の適正化	適正である	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業であり住民の健康管理の為、市が行うことが望ましい
	受益者負担の適正化	適正である	無料クーポン事業であり、受益者負担金を求めることは適当ではない。
	コスト効率	適正である	

課題	クーポン対象者は21歳、41歳であり、特に子宮がんの21歳は出産経験等がない場合は、無料クーポンがあっても検診に対して抵抗感が強いと思われる。(H28年度の意向調査で意見あり) 対象者への受診勧奨についてどうするか検討が必要である。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	
------	--

健診の種類・内容・対象者

	種類	内容	対象者（H30.3.31時点）
1	胃がん検診	胃部エックス線検査または胃内視鏡検査	50歳以上で昨年度受診していない方
2	大腸がん検診	便潜血反応	40歳以上の方
3	子宮頸がん検診	視診、内診、子宮頸部細胞診 ※医師の判断によりコルポスコピー診、エコー診	20歳以上で昨年度受診していない女性
4	乳がん検診	乳房エックス線検査	40歳以上で昨年度受診していない女性
5	前立腺がん検診	血液検査（PSA）	50～70歳の男性
6	肺がん検診 （結核検診）	胸部エックス線検査 ※問診の結果必要時、喀痰検査	40歳以上の方 ※65歳以上の方は同時に結核検診も行います。
7	健康診査	40～74歳：特定健診と同様の内容 75歳以上：後期高齢者の健康診査と同様の内容	40歳以上の生活保護受給者の方
8	女性の健康診査	身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査 ※血液検査：コレステロール、貧血	20～39歳の女性

※「7健康診査」の事業費は、別に「成人健康診査事業（生保等健康診査）」として計上しているため、この成人健康診査（がん検診・女性の健康診査）には含んでいない。

作成日	H30.2.15
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	母子保健係	末永
----------------	-------	-------	----

No	-	24
----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	5	母子保健サービスの充実
	実施計画名		事務事業名			
	母子保健事業		産婦健康診査事業			

事業概要	産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ることを目的として、産婦の心身の健康状態を把握するため、産後2週間及び産後1か月の健康診査に係る費用を助成する。	対象	産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦
		手段	病院、診療所、助産所等と委託して実施する
		意図	出産間もない産婦の産後うつに早期に対応し、支援が必要な産婦に対して産後ケアの利用や家庭訪問等の早期支援を行う。

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
1	産婦健康診査受診率			95%	100%	100%	100%		
2	健やか親子21(第2次)アンケート調査をした者のうち、妊娠・出産について満足している者の割合	90%	90%	92%	92%	93%	93%		
		87.0%							
		96.7%							
3									

105

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性			3	33
	自治体関与の妥当性		母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき任意事業として市が実施する	3	
	対象(受益者)の妥当性		母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき出産間もない産後2週間、1か月の産婦を対象としているので妥当である	5	
有効性	事業の優先度		母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づいて行う市の任意事業である	3	
	類似事業の存在			5	
	個別計画・政策との整合性		子育て支援は第二次総合計画の重点プロジェクトに含まれている	5	
効率性	実施主体の適正化		母子保健医療対策総合支援事業に基づき市が実施する	3	
	受益者負担の適正化		産婦健診を受けやすい体制づくりのためにも費用負担を求めない	3	
	コスト効率		圏域で費用の統一を図っている	3	

事業期間	平成 30 年度 ~ 平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時				
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費	
	細目	2	母子保健事業費	細々目	2	母子保健事業費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

支出内訳	総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 → H 年度)							産婦健診委託料	4,250	産婦健診委託料	4,250	産婦健診委託料
							消耗品費	10	消耗品費	11	消耗品費	11
							通信運搬費	10	通信運搬費	10	通信運搬費	10
							印刷製本費	80				
							里帰り中産婦健康診査助成金	250	里帰り中産婦健康診査助成金	250	里帰り中産婦健康診査助成金	250
							システム改修委託料	981				
歳出合計		0		0		0		5,581		4,521		4,521
財源内訳/割合	国庫支出金						1/2	2,250	1/2	2,250	1/2	2,250
	県支出金											
	地方債											
	その他											
	一般財源							3,331		2,271		2,271
	歳入合計		0		0		0	5,581		4,521		4,521

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 厚生労働省 1回5,000円を上限に国と市で1/2ずつ助成する

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

母子保健医療対策総合支援事業 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

特記事項 (市民への説明責任などの状況)

印刷製本費は補助対象とならないので、妊婦健康診査と産婦健康診査で一冊の受診補助券綴りを作成することとする。ただし、29年度妊婦健康診査受診補助券交付の方に対して作成する印刷製本費を計上する。

作成日	H30.2.15
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	母子保健係	末永
----------------	-------	-------	----

No	-	25
----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	5	母子保健サービスの充実
	実施計画名		事務事業名			
	母子保健事業		産後ケア事業			

事業概要	産後に安心して子育てができる支援体制を確保するため、家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を実施したり、休養の機会を提供したりする。	対象	家族等から十分な家事、育児支援が得られない産婦及び育児であって、産後に心身の不調、又は育児不安のあるもの
		手段	産科医療機関等の空きベッドの活用(宿泊型とデイサービス型)、利用者の自宅で提供(アウトリーチ型)
		意図	産後も安心して子育てができる支援体制の確保

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33		
1	宿泊型利用者人数			5人	5人	5人	5人		
2	デイサービス型利用者人数			10人	10人	10人	10人		
3	アウトリーチ型利用者人数			5人	5人	5人	5人		

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性			3	33
	自治体関与の妥当性		母子保健医療対策総合支援事業、妊娠・出産包括支援事業に基づいて行う市の任意事業である	3	
	対象(受益者)の妥当性		出産、子育てに負担感を感じている家族等からの支援を得られない産婦を対象とするので妥当である	5	
有効性	事業の優先度		母子保健医療対策総合支援事業に基づいて行う市の任意事業である	3	
	類似事業の存在			5	
	個別計画・政策との整合性		子育て支援は第二次総合計画の重点プロジェクトに位置づけられている	5	
効率性	実施主体の適正化		母子保健医療対策総合支援事業、妊娠・出産包括支援事業に基づいて行う市の任意事業である	3	
	受益者負担の適正化		利用料として1割を負担。生活保護受給者については無料。ただし食事代、おむつ代等の実費負担あり。	3	
	コスト効率		圏域で委託料の統一を図っている	3	

事業期間	平成 30 年度 ~ 平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目	款 4	衛生費	項 1	保健衛生費	目 1	保健衛生総務費
	細目 2	母子保健事業費	細々目 2	母子保健事業費	交付税算入	無

(単位:千円)

		総事業費	H28(決算)	H29(予算)	H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 → H 年度)				産後ケア委託料	257	産後ケア委託料	257	産後ケア委託料	257
					消耗品費	10	消耗品費	11	消耗品費	11
					通信運搬費	10	通信運搬費	10	通信運搬費	10
	歳出合計	0	0	0		277		278		278
財源内訳/割合	国庫支出金				1/2	128	1/2	128	1/2	128
	県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源					149		150		150
	歳入合計	0	0	0		277		278		278

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

母子保健衛生費国庫補助金 厚生労働省

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

母子保健医療対策総合支援事業 妊娠・出産包括支援事業

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

産後ケア委託料の内訳について、宿泊型135千円、デイサービス型90千円、アウトリーチ型32千円で算定している。

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	6	健康づくりの推進	2	地域保健サービスの充実
	実施計画名 成人保健事業			事務事業名 健康マイレージ事業		

事業概要	市民の健康づくりを応援する取り組みとして県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」を市も一緒に行う。参加者は、市から健康づくりのメニューが示されたチャレンジシート(記録用紙)を入手し、健(検)診の受診(必須)や健康づくり教室等へ参加、ウォーキングなどを実践して、ポイントを貯める。合計35ポイントに達すると、市から特典カードが交付され、そのカードを協力店で提示することにより、割引等のサービスを受ける事ができる。	対象	18歳以上の市民(在勤・在学を含む)
		手段	市で作成したチャレンジシートを配布し、35ポイント獲得したものへ特典カード(県作成)を配布
		意図	健康寿命の延伸を目指し、県・企業と連携して社会全体で健康づくりを推進する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33		
1	チャレンジシート配布数		-	15,000	15,000	15,000	15,000		
2	特典カード交付数		-	150	150	150	150		
3	市内における健康マイレージ協力店数	3		4	5	6	7		

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性		健康づくりに無関心であるものの意識を高め、健康づくりの推進につながる	3	33
	自治体関与の妥当性		県が勧める「健康マイレージ事業」に、市としても協働実施するため妥当	3	
	対象(受益者)の妥当性		県内他市の状況も踏まえて決定しており、妥当	5	
有効性	事業の優先度		「やまぐち健康マイレージ事業」実施要綱に基づき実施する	3	
	類似事業の存在			5	
	個別計画・政策との整合性		健康づくり計画に基づく健康づくりの推進に当たる	5	
効率性	実施主体の適正化		県との協働実施という形で市が行うことが望ましい。	3	
	受益者負担の適正化		特典を受けられるということをPRして、健康づくりに取り組んでもらうため、受益者負担を求めることは適当ではない。	3	
	コスト効率		事業費としてはチャレンジシートの作成のみで、特典カードは県が作成したものを使用し健康意識を高める事が可能。	3	

事業期間		平成 30 年度	～	平成 42以降 年度	会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	2	予防費	
	細目	2	疾病予防推進事業費	細々目	1	疾病予防推進事業費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	繰越明許費がある場合は、記載すること。							印刷製本費	106	印刷製本費	108	印刷製本費	108
	円 (H 年度 →H 年度)							消耗品費	3	消耗品費	4	消耗品費	4
歳出合計		0		0		0		109		112		112	
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他							ふるさと支援基金	100				
	一般財源								9		112		112
歳入合計		0		0		0		109		112		112	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

県内の実施市町は10市3町(H29.4月時点)である。がん検診も含めた「健康行動への意識づけ」を行う事業として、県の事業に取り組む。

作成日	H30.2.16
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	地域医療対策室	河野
----------------	-------	---------	----

No	-	27
----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	7	地域医療体制の充実	1	地域医療体制の充実
	実施計画名		事務事業名			
	地域医療推進事業		二次救急医療体制支援事業			

事業概要	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	対象	輪番制で二次救急を実施している医療機関
		手段	かかった経費を各市の人口割で負担する
		意図	広域での二次救急医様を確保し、地域医療の充実に資する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33		
1	協力医療機関数	10施設	10施設	10施設	10施設	10施設	10施設		
		9施設							
		90.0%							
2	協力医療機関での二次救急医療稼動日数	366日	365日	365日	365日	366日	365日		
		366日							
		100.0%							
3									

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3	二次救急医療体制の支援をすることで地域医療の充実につながる。		0
	自治体関与の妥当性	3	広域圏(宇部市・山陽小野田市・美祢市)での二次救急医療体制確保のため妥当である		
	対象(受益者)の妥当性	5	救急医療を必要とする市民		
有効性	事業の優先度	3	宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会での協議の上二次救急医療体制を組織し各自自治体で補助を行う		
	類似事業の存在	5			
	個別計画・政策との整合性	5	山口県保健医療計画での位置づけのとおり二次医療機関の病院輪番制による体制で行っている。		
効率性	実施主体の適正化	3	宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会において決定する		
	受益者負担の適正化	3			
	コスト効率	3	市民の安心な生活のための救急医療であり各市の人口割で負担しており妥当		

事業期間	平成 26以前 年度 ~ 平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	經常
予算費目	款 4	衛生費	項 1	保健衛生費	目 1	保健衛生総務費
	細目 1	保健衛生総務費	細々目 2	保健衛生一般管理費	交付税算入	有 公表 する

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。			二次救急医療対策事業運営費地元負担金	8,749	二次救急医療対策事業運営費地元負担金	8,749	二次救急医療対策事業運営費地元負担金	8,754	二次救急医療対策事業運営費地元負担金	8,754	二次救急医療対策事業運営費地元負担金	8,754
	円 (H 年度 →H 年度)												
	歳出合計	0	8,749	8,749	8,749	8,754	8,754	8,754	8,754	8,754	8,754	8,754	
財源内訳／割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他												
	一般財源			8,749	8,749	8,749	8,754	8,754	8,754	8,754	8,754	8,754	
	歳入合計	0	8,749	8,749	8,749	8,754	8,754	8,754	8,754	8,754	8,754		

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

平成28年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) 健康増進課 地域医療対策室 No 27

実施 体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	3	生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	2	地域医療の充実	1	地域医療体制の充実
	実施計画名			事務事業名		
17	地域医療推進事業		1	二次救急医療体制支援事業		

事業 概要	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要な経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担を行う。	対象	輪番制で二次救急医療を実施している医療機関
		手段	かかった経費を各市の人口割で負担する
		意図	広域の二次救急医療を確保し、地域医療の充実に資する。

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出 内訳	二次救急医療対策事業運営費地元負担金	8,749,000	8,748,433
	合計	8,749,000	8,748,433

歳入		予算現額(円)	決算額(円)
財源 内訳	国庫支出金		
	県支出金		
	地方債		
	その他		
	一般財源	8,749,000	8,748,433
合計		8,749,000	8,748,433

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.15	866,148

交付税算入	有	会計種別	一般	経常
-------	---	------	----	----

活動指標または成果指標	※上段:目標		中段:実績		下段:達成率	
	H26	H27	H28	目標達成度	H29(目標)	
1 協力医療機関	10施設	10施設	10施設	かなり良い	10施設	
	9施設	9施設	9施設			
	90.0%	90.0%	90.0%			
2 協力医療機関での二次救急医療稼働日数	365日	365日	366日	かなり良い	365日	
	365日	365日	366日			
	100.00%	100.00%	100.00%			
3						

妥当性	目的の妥当性	妥当である	
	自治体関与の妥当性	妥当である	広域圏での二次救急医療体制の継続に資するため。
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	救急医療を必要とする市民
有効性	目標達成度	達成している	一年中受診できる体制が維持されているため
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	山口県保健医療計画
効率性	実施主体の適正化	適正である	二次救急医療圏内の市である
	受益者負担の適正化	適正である	負担を求めることは適正ではない
	コスト効率	適正である	広域救急医療対策協議会にて人口割と決められており適正である



課題	
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当
	改善時期

特記事項	
------	--

初期（一次）救急医療体制

外来による比較的軽症な救急患者を受け入れる医療
 市町を単位として、地域の医師会等との連携により、休日の昼間については、「休日応急担当医」、夜間については「急患診療所」により対応している。

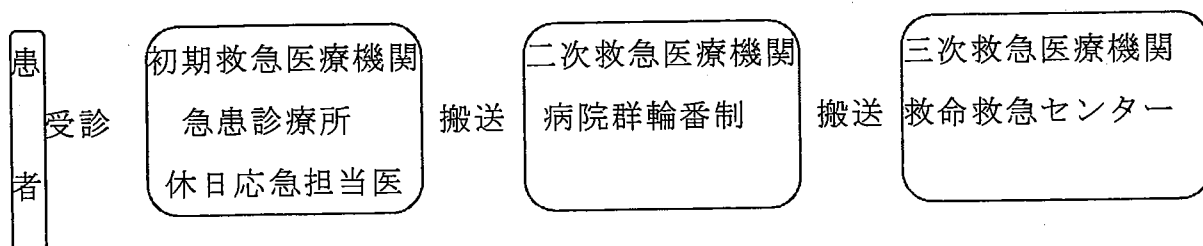
二次救急医療体制

入院治療を必要とする救急患者を受け入れる
 二次救急医療機関による「病院群輪番制」により対応している。
 山陽小野田市民病院、山口労災病院、宇部興産中央病院、美祢市立病院、尾中病院、宇部記念病院、宇部協立病院、セントヒル病院、山口宇部医療センター
 平成30年度から「輪番病院」をサポートする病院として
 小野田日赤病院、宇部西リハビリセンター病院、厚南セントヒル病院

三次救急医療体制

二次救急医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に「救命救急センター」により対応する。24時間体制で高度な救急医療を提供する。

山口大学医学部附属病院「高度救命救急センター」
 岩国医療センター「救命救急センター」、関門医療センター「救命救急センター」、県立総合医療センター「救命救急センター」、徳山中央病院「救命救急センター」



作成日	H30.2.9
-----	---------

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	地域医療対策室	河野
----------------	-------	---------	----

No	-	28
----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	7	地域医療体制の充実	1	地域医療体制の充実
	実施計画名		事務事業名			
	救急医療体制充実事業		急患診療所事業			

事業概要	利用者サービス及び医師の負担軽減のため一次救急は大切であり急患診療所を設置し、平日夜間に内科(中学生以上)の、休日日中に小児科の軽症患者に対して適切な一次救急診療を行う。	対象	軽症救急患者
		手段	急患診療所を設置し、運営する
		意図	平日夜間内科、休日小児科の救急医療体制の充実

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
1	診療日数	313日	316日	316日	316日	315日	314日		
		313日							
		100.0%							
2	一日平均受診者数(小児科)	30人	25人	25人	25人	25人	25人		
		24.1人							
		80.3%							
3	一日平均受診者数(内科)	5人	5人	5人	5人	5人	5人		
		3.6人							
		72.0%							

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3	急患診療所を設置することにより救急医療の安定を図る。		0
	自治体関与の妥当性	3	山陽小野田市急患診療所条例に基づき急患診療所を設置する		
	対象(受益者)の妥当性	5	救急医療を必要とする市民		
有効性	事業の優先度	5	山陽小野田市急患診療所条例に基づき急患診療所を設置する		
	類似事業の存在	5			
	個別計画・政策との整合性	5	市の第二次総合計画及び山口県医療保健計画の救急医療体制と整合性がある		
効率性	実施主体の適正化	3			
	受益者負担の適正化	3	適正な保険診療による受益者負担を求めている		
	コスト効率	3			

事業期間	平成 26以前 年度 ~ 平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	經常				
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費	
	細目	7	急患診療事業費	細々目	1	急患診療事業費	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)	消耗品費		66	消耗品費	84	消耗品費	84	消耗品費	85	消耗品費	86	
		印刷製本費		33	印刷製本費	27	印刷製本費	27	印刷製本費	28	印刷製本費	28	
		医薬材料費		2,665	医薬材料費	2,700	医薬材料費	2,700	医薬材料費	2,725	医薬材料費	2,750	
		通信運搬費		25	通信運搬費	75	通信運搬費	53	通信運搬費	54	通信運搬費	54	
		保険料		106	保険料	106	保険料	106	保険料	108	保険料	108	
		手数料		71	手数料	78	手数料	94	手数料	95	手数料	96	
		設備保守委託料		518	設備保守委託料	519	設備保守委託料	519	設備保守委託料	524	設備保守委託料	529	
		診療委託料		32,467	診療委託料	33,195	診療委託料	33,936	診療委託料	33,936	診療委託料	34,564	
		注射器等処理委託料		51	注射器委託料	54	注射器委託料	54	注射器委託料	55	注射器委託料	55	
		備品購入費		297			修繕料	100	修繕料	101	修繕料	102	
歳出合計		0	36,299	36,838	37,673	37,711	38,372						
財源内訳 / 割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他			急患診療所診察料	27,559	急患診療所診察料	27,654	急患診療所診察料	27,500	急患診療所診察料	27,500	急患診療所診察料	27,500
	一般財源				8,740		9,184		10,173		10,211		10,872
歳入合計		0	36,299	36,838	37,673	37,711	38,372						

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項 (市民への説明責任などの状況)

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	3	生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	2	地域医療の充実	1	地域医療体制の充実
	実施計画名			事務事業名		
16	救急医療対策事業		1	急患診療事業		

事業概要	急患診療所を設置し、休日日中には小児科、平日夜間に内科の軽症救急患者に対して適切な一次救急診療を行う。	対象	軽症救急患者
		手段	急患診療所を設置し運営する。
		意図	内科平日夜間、休日小児科の救急医療体制の充実

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	急患診療委託料	32,789,700	32,466,418
	医薬材料費	2,664,763	2,664,763
	設備保守委託料	519,000	518,400
	機械器具費	270,324	270,324
	その他	390,922	378,993
合計		36,634,709	36,298,898

歳入		予算現額(円)	決算額(円)	
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	その他	診察料	26,750,000	27,559,453
	一般財源		9,884,709	8,739,445
合計		36,634,709	36,298,898	

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.35	2,021,012

交付税算入	有	会計種別	一般	経常
-------	---	------	----	----

活動指標または成果指標		※上段:目標 中段:実績 下段:達成率				
1	診療日数	H26	H27	H28	目標達成度	H29(目標)
		314日	313日	313日		
314日	313日	313日	313日	100.0%		
100.00%	100.0%					
2	一日平均受診者数(小児科)	30人	30人	30人	良い	25人
		23.9人	24.4人	24.1人		
		79.67%	81.3%	80.3%		
3	一日平均受診者数(内科)	5人	5人	5人	良い	5人
		2.9人	3.4人	3.6人		
		58.00%	68.0%	72.0%		

妥当性	目的の妥当性	妥当である	山陽小野田市救急診療所条例による
	自治体関与の妥当性	妥当である	市内での一次救急医療体制の維持継続に資するため
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	山陽小野田市救急診療所条例による
有効性	目標達成度	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	地域医療体制の整備に寄与
効率性	実施主体の適正化	適正である	二次救急医療を支えるため
	受益者負担の適正化	適正である	適正な保険診療による受益者負担を求めている
	コスト効率	適正である	事業を行うための適正なコストである



課題	
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当
	改善時期

特記事項	定期予防接種(A類疾病)の増加により小児科罹患患者数の減少が見られることから、目標者数を減少した。
------	---

事務事業調査 ix

作成日 H30.2.15

課(局・室・所)・係・担当者 健康増進課 母子保健係 末永

No. - 29

施策体系	大項目(章)		中項目(施策)			小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実		5	母子保健サービスの充実	
	実施計画名		事務事業名					
	母子保健事業		子育て世代包括支援センター・ココシエ(子育て総合支援センター事業)					

事業概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランを策定する。	対象	妊娠期から子育て期にある者
		手段	総合的な相談支援及び必要に応じた支援プランの作成
		意図	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制の構築

活動指標、または成果指標		H28(実績)	H29	H30	H31	H32	H33	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
1	支援プラン作成件数	随時	随時	随時	随時	随時	随時		
		2							
2	来所相談件数			50	60	70	80		
		20							
3	電話相談件数			100	100	100	100		
		74							

視点	評価項目	担当課評価	担当課評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3			0
	自治体関与の妥当性	3	子育て世代包括支援センターの設置運営についてに基づき市が実施している		
	対象(受益者)の妥当性	5	妊産婦、乳幼児及びその保護者を対象としている		
有効性	事業の優先度	3	少子化対策、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を提供する		
	類似事業の存在	5			
	個別計画・政策との整合性	5	子育て支援は第二次総合計画の重点プロジェクトに含まれているので妥当である		
効率性	実施主体の適正化	3	子育て世代包括支援センターの設置運営についてに基づき市が実施している		
	受益者負担の適正化	3			
	コスト効率	3			

事業期間		平成 28 年度	～	平成 42以降 年度	会計種別	一般		予算種別	継続	経常
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生費総務費	
	細目	2	母子保健事業費	細々目	2	母子保健事業費	交付税算入		無	公表 する

(単位:千円)

		総事業費		H28(決算)		H29(予算)		H30		H31		H32	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 → H 年度)	消耗品費	8	消耗品費	68	消耗品費	41	消耗品費	42	消耗品費	42	消耗品費	42
		通信運搬費		通信運搬費	10	通信運搬費	10	通信運搬費	11	通信運搬費	11	通信運搬費	11
		備品購入費	1,413										
							*任期付職員給料 3,888		*任期付職員給料 3,888		*任期付職員給料 3,888		*任期付職員給料 3,888
歳出合計		0	1,421	78	3,939	3,941	3,941						
財源内訳/割合	国庫支出金		1/3	473	1/3	26	1/3	1,313	1/3	1,313	1/3	1,313	1,313
	県支出金		1/3	473	1/3	26	1/3	1,313	1/3	1,313	1/3	1,313	1,313
	地方債												
	その他												
	一般財源			475	1/3	26	1/3	1,313	1/3	1,315	1/3	1,315	1,315
歳入合計		0	1,421	78	3,939	3,941	3,941						

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

子ども・子育て支援交付金 内閣府

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

子育て世代包括支援センターは、平成30年度から子育て総合支援センターに移設する。
※常駐する任期付職員分である。

平成28年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) 健康増進課 母子保健係 No 29

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	3	母子保健対策の充実	1	母子保健サービスの充実
	実施計画名			事務事業名		
4	母子保健指導・訪問指導事業		9	子育て世代包括支援センター(母子保健型)		

事業概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランを策定する。	対象	妊娠期から子育て期にある者
		手段	総合的な相談支援及び必要に応じた支援プランの策定
		意図	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の構築

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	消耗品費	74,240	7,979
	通信運搬費	22,960	0
	すこやかくん保守点検	33,696	0
	健康管理システム	1,426,680	1,412,100
合計		1,557,576	1,420,079

歳入		予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金	1/3	519,000
	県支出金	1/3	519,000
	地方債		
	その他		
	一般財源		519,576
合計			1,557,576

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.25	1,443,580

交付税算入	無	会計種別	一般	臨時
-------	---	------	----	----

活動指標または成果指標		※上段:目標 中段:実績 下段:達成率	
		H26	H27
1	支援プラン策定件数		
2			
3			

妥当性	目的の妥当性	妥当である	子ども・子育て支援法、児童福祉法、母子保健法、ニッポン一億総活躍プラン
	自治体関与の妥当性	妥当である	子育て世代包括支援センターの設置運営について
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	妊産婦及び乳幼児並びに保護者を対象としている
有効性	目標達成度		
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	安心して子どもを産み育てる地域づくりに貢献している
効率性	実施主体の適正化	適正である	
	受益者負担の適正化	適正である	
	コスト効率	適正である	



課題	
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当
	改善時期

特記事項 歳入については、子ども福祉課にて一括で計上。平成30年4月に開設される子育て総合支援センターに子育て世代包括支援センターも移設される。